

5 年 5 月 30 日

墨田区議会議長

福田 はるみ 様

会 派 名 墨田区議会自由民主党

代 表 者 名 佐藤 篤

墨田区議会政務活動費収支報告書

墨田区議会政務活動費の交付に関する条例第12条第2項又は第4項の規定により、
下記のとおり提出します。

記

1 収入 1,680,000 円

2 支出

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費	12,499	
研 修 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	17,100	
広 報 広 聴 費	1,048,054	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
事 務 費	179,204	
人 件 費		
合 計	1,256,857	

※その他使途が明らかとなる書類を添付すること。

預金利息の支出充当 0 円

3 残余が生じた額 423,143 円

【 政務活動費実績報告書 I 】

氏名	日付	支出内容・支払内容	番号	費目	費目備考	支出額	按分率	請求額
1 会派	R5.4.7(金)	デジタル複合機リース 日立キャピタルNBL(株)	8	8事務費		97,200	100%	97,200
2 会派	R5.4.12(水)	会派報郵送作業手数料・郵送料 社会福祉法人墨田さんさん会	6	6広報広聴費		41,400	100%	41,400
3 田中邦友	R5.4.29(土)	購読料 読売新聞 YC墨田東部	5	5資料購入費		4,400	100%	4,400
4 田中邦友	R5.4.27(木)	固定電話・インターネット使用料・放送受信料	8	8事務費	通信費	10,314	50%	5,157
5 田中邦友	R5.4.28(金)	燃料費 有限会社 堀井商店	1	1調査研究費	燃料等	3,042	50%	1,521
6 福田はるみ	R5.4.25(火)	KDDI株式会社	8	8事務費	通信料等	10,486	50%	5,243
7 福田はるみ	R5.4.30(日)	日本G マーケティング株式会社	6	6広報広聴費	通信料等	22,000	100%	22,000
8 佐藤 篤	R5.4.27(木)	株式会社いえら3パートナーズ	8	8事務費	事務所費	66,450	50%	25,472
9 佐藤 篤	R5.4.27(木)	J2 Global Japan 有限会社	8	8事務費	通信料等	1,980	50%	990
10 佐藤 篤	R5.4.17(月)	株式会社ISSUES 区政に関する意見募集	6	6広報広聴費	通信費	26,334	100%	26,334
11 坂井ユカコ	R5.4.5(水)	株式会社 ISSUES	1	1調査研究費		8,778	100%	8,778
12 坂井ユカコ	R5.4.28(金)	事務所賃貸料金 (有)深井工務店不動産	8	8事務費	事務所費	50,000	50%	25,000
13 坂井ユカコ	R5.4.25(火)	携帯電話・タブレット通信料 KDDI株式会社	8	8事務費	通信費	19,627	50%	7,710
14 坂井ひであき	R5.4.30(日)	株式会社長谷川 亀戸	1	1調査研究費	燃料費	4,400	50%	2,200
15 坂井ひであき	R5.4.25(火)	KDDI 株式会社	8	8事務費	通信費	8,935	50%	3,589
16 たきざわ正宣	R5.4.25(火)	KDDI 株式会社	8	8事務費	通信費	10,116	50%	5,057
17 かんた すなお	R5.4.30(日)	購読料 産経新聞/日経新聞/読売新聞4月分	5	5資料購入費		12,700	100%	12,700
18 かんた すなお	R5.4.3(月)	プロバイダー利用料	8	8事務費	通信費	770	50%	385
19 かんた すなお	R5.4.28(金)	スマートフォン事務手数料 UQコミュニケーションズ	8	8事務費	通信費	1,630	50%	815
20 かんた すなお	R5.4.28(金)	インターネット回線使用料 NTTファイナンス株式会社	8	8事務費	通信費	5,172	50%	2,586
21 会派	R5.4.30(日)	会派報印刷費	6	6広報広聴費		958,320	100%	958,320
合計						1,364,053		1,256,857

費目別集計	請求額	備考
1 調査研究費	12,499	
2 研修費	0	
3 会費	0	
4 資料作成費	0	
5 資料購入費	17,100	
6 広報広聴費	1,048,054	
7 要請陳情活動費	0	
8 事務費	179,204	
9 人件費	0	
合計	1,256,857	

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	会派	
領収書番号	1		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	/ 2023/4/7(金) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	事務費				
支出金額	97,200 円			減額前(按分前)金額 97,200 円	
支払先	三菱HCビジネスリース				
支出内容	(品名等を具体的に) 複合機リース RISO オルフィス GD9530				
備考					

領収書添付

	領収日	金額
1	4月7日	¥97,200
		¥97,200

領収証

領収証No.20230418-00173
2023年04月18日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 墨田区議会自由民主党 御中

お問合せ番号 4761422

ご契約者名 墨田区議会自由民主党

三菱HCビジネスリース株式会社
作成場所：東京都港区西新橋1-3-10



領収金額	領収日
97,200 円	2023年04月07日

振替 (又はお振込) 金融機関	
金融機関名	みずほ銀行
支店名	雷門支店
口座番号	普通 [REDACTED]
口座名義	三菱HCビジネスリース株式会社

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

No	ご契約年月	ご契約番号	代表物件	当回数	残回数	税率	領収金額(税込)円	領収金額(税抜)円	消費税等額	
1	2019年06月	1046-3578-6900-00	オフィス	46	14	8%	97,200	90,000	7,200	
2										
3										
4										
5										
6										
合計		1 件					97,200 円	90,000 円	7,200 円	
							5%対象計	0	0	0
							8%対象計	97,200	90,000	7,200
							10%対象計	0	0	0

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納付につき
税務署承認済

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党	整理番号	会派		
領収書番号	2	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	2023/4/12(水) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	広報広聴費				
支出金額	41,400 円		減額前(按分前)金額 41,400 円		
支払先	社会福祉法人 墨田さんさん会				
支出内容	会派報 郵送作業手数料・郵送料				
備考					

領収書添付

	支払日	金額
1	4月12日	¥41,400
		¥41,400

領 収 証

墨田区議会自由民主党様

No. _____

★ 41,400 -

内 訳

現金 _____

小切手 /

手形 /

消費税額等(%) _____

但 会派報 送付一式

令和5年 4月 12日 上記正に領収いたしました

収入印紙

〒131-0043 墨田区立花四丁目30番16号

社会福祉法人 墨田さんさん会


墨田さんさんプラザ

電 話 03-5631-3305・3306

F A X 03-5631-3310・3312

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党	整理番号	田中邦友
領収書番号	3	代表者 確認日	
支出日	2023年4月29日 ~ 月 日		
項目 (Oを付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費		
支出目的	新聞購読料		
支出金額	4,400	減額前(按分前)金額	
支払先	読売センター墨田東部 山田秀一		
支出内容	(品名等を具体的に) 読売新聞 4月分		
備考	第一紙は「しんぶん赤旗」		

領収書添付

領収書

お問い合わせNo.0212262
 区域 009 担当者 墨東04
 2023年04月29日 16時38分
 田中 邦友 様

入広1-39-17

05年04月分

下記の通り領収致しました。

品名	部数	金額
読売新聞	1	4,400※

合計 4,400円

(10%対象 0円 消費税 0円)
 (8%対象 4,400円 消費税 326円)

預り額 4,400円 おつり 0円

パッケージ 料理本 家庭版

今
 ご購読ありがとうございます。
 後もし宜しくお願いたします。

読売センター墨田東部
 墨田区立花1-23-3-102
 03-3612-3533
 山田 秀一

登録番号: T4010601052435

※は軽減税率対象

ご利用可能ポイント 800

田中 邦友

新聞・雑誌名
「しんぶん赤旗」日曜版

部数 金額
* 1 930

様

日本共産党発行の しんぶん赤旗

領収書

930 円

2023 年 3 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

「赤旗」墨田出張所
〒131-0045
東京都墨田区押上2-19-5
TEL 3624-0881



*印は税率8%

領収日 3/28 級 著



政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	田中邦友	
領収書番号	4		代表者 確認日		経理責任 者確認日 
支出日	2023年4月27日 ~ 月 日				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	通話料、仕入れ使用料、送受信料				
支出金額	5,157		減額前(按分前)金額 10,314		
支払先	株式会社 エイコム 東京				
支出内容	(品名等を具体的に) 固定電話、仕入れ使用料、送受信料 4月分				
備考	1/2				
領収書添付					

ご利用料金の内訳

ご利用内容 SERVICES	料金(円) CHARGES	2023年 4月 8日 発行 ご利用期間等 PERIOD OF USE
◇◇ 2023年 4月 ◇◇ [バック料金] お得プラン スタンダード 4OMコース PHONE プラス	7,704	4/ 1~ 4/30 03-3616-7014
[テレビ] HDRプラス	1,200	4/ 1~ 4/30
[固定電話] 03-3616-7014		
ユニバーサルサービス料	2	4/ 1~ 4/30
電話リレーサービス料	1	4/ 1~ 4/30
通話料金(国内)	320	3月ご利用分
[工事費・手数料] 請求書発行手数料	150	
消費税等(消費税率10%)	937	税額1円未満、税込除く
合計	10,314	

4/27 710,314 -

■電話をご利用の皆さまへ
ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、ご負担いただく料金です。

■初回のご請求はサービス開始月の日割り分とその翌月の1か月分の合算となります。
※お手続きの時期により、サービス開始月翌々月までを合算したご請求となる場合があります。

■月途中で契約内容を変更した場合は、翌月のご請求にて精算となります。

■Webサイトにて、お支払口座のご変更のほか、
クレジットカード支払いへのご変更ができます。
<https://www2.myjcom.jp/join/>

次回振替の振替日

平素は、弊社サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。
以下の金額をご指定の口座より振替をさせていただきます。
ただし、手続き上の理由により、以下の振替日に振替できない場合は、翌月に合算して請求させていただきます。

お客様名 CUSTOMER'S NAME	田中 邦友 様		
ご請求月 MONTH OF ISSUE	2023年	4月	
ご請求金額 TOTAL AMOUNT DUE	10,314円		
振替日 WITHDRAW DATE	2023年	4月	27日
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*	*	*
種目/口座番号 TYPE/ACCOUNT NO.	*	*	*

※次月より請求金額に変更がない場合は、本状の発行を省略いたします。

※請求書発行を有料でお申し込みの方は除きます。

■お問い合わせ先 0120-9999-0000 (フリーコール)

■受付時間 9:00~18:00 (年中無休)

■政府の支援により、J:COM電力は7円/kWh、

J:COMガスは30円/立方メートルが値引きされて

います。ランダムな一括ユーティリティ料は一律を

除き、3.5円/kWh値引きされています。

振替口座

田中 邦友 様

〒114, 465-

上記のとおり、ご利用料金を 口座振替により領収いたしました。

株式会社J:COM 東京
〒114-0002
東京都葛飾区板橋1-1-6




印紙
印紙
印紙
印紙

J:COM

2023年 4月 8日 発行

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	田中邦友	
領収書番号	5		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023年4月28日 ~ 月 日				
項目 (○を付ける)	①調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	交通費				
支出金額	1,521		減額前(按分前)金額 3,042		
支払先	ガソリン代 (有)堀井商店				
支出内容	(品名等を具体的に) ガソリン代				
備考	1/2				

領収書添付

2023年04月28日
連No. 017082
領収No. 000001

領 収 書

様

¥3,042-


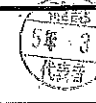
対象計 10.0% ¥3,042-
内税 ¥277

(但し) として、正に領収致しました。
印刷面を内側に折って保管願います

ENEOS
有限会社堀井商店

東京都墨田区八広5-1-4
TEL 03-3611-0991

携帯等一括計上用 政務活動費実績報告書Ⅱ

会派名	墨田区議会自由民主党		議員名	福田はるみ	
領収書番号	6	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	2023/4/25(火) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 0 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的					
支出金額	5,243 円			減額前(按分前)金額 10486円	
支払先	KDDI 株式会社				
支出内容	(品名等を具体的に) 1ヶ月分				
備考					

	領収日	按分前金額	支出金額
1	4月25日	10,486	5,243
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12	合計	10,486	5,243

この報告書は、携帯電話使用料一年分を一括して報告するためのものです。

一年分の領収書は別添用紙に重ならないよう貼り付けてご提出下さい。
(紙が足りない場合はコピー)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023 年 4 月ご請求分 (3 月利用分)

福田 はるみ 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 4 月 25 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

KDDI 株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番 KDDIビル

ご請求コード	CUSTOMER CODE	0427550745
領収金額	AMOUNT RECEIVED	10,486円
うち消費税等	TAX	953円
金融機関名	FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名	BRANCH	*****
口座番号	ACCOUNT NUMBER	*****

政務活動費実績報告書Ⅱ

2023,5,11

会派名	墨田区議会自由民主党		議員名	福田はるみ	
領収書番号	7		代表者 確認日	5月30日 代表者	経理責任 者確認日
支出日	2023/4/30(日) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 資料作 5 資料購入費 ⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 事務費 人件費				
支出目的	ホームページ1ヶ月分(4月分)				
支出金額	22,000 円			減額前(按分前)金額	
支払先	日本G マーケティング株式会社				
支出内容	(品名等を具体的に) ホームページ 運用費				
備考					

	領収日		
1	4月 日		22,000
2	30		
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
11			
12			
	合計		22,000

領収書

NO 230501

2023年4月30日

墨田区議会自由民主党 様

★¥22,000-

但 2023年4月分ホームページ運営費

上記 口座振替により、領収いたしました。

内訳
税抜金額 20,000
消費税 (10%) 2,000

〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-2-28
日本橋 CET ビル 2F
日本Gマーケティング株式会社



政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	佐藤 篤	
領収書番号	8	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	令和	5	年	4	月 27 日
項目 (Oを付ける)	⑧事務費				
支出目的	事務所費				
支出金額	25,472 円		減額前(按分前)金額	66,450 円	
支払先	株式会社いえらぶパートナーズ				
支出内容	(品名等を具体的に) 事務所家賃、共益費及び口座引落し手数料66,450円のうち、区議選期間中(4/16-22)の家賃として算出した15,505円を除いた50,945円の半額を請求する。				
備考					
領収書添付					
別添					



サトウアツさま

2023年5月11日 6:04
株式会社 三井住友銀行

照会口座 錦糸町 支店 普通(総合) [REDACTED]
入金合計 [REDACTED] 円
出金合計 [REDACTED] 円

入出金明細

対象期間 : 2023年4月27日~2023年4月27日

日付	お取扱内容	お引き出し	お預け入れ	残高
2023年4月				
4月27日	パソコン振替 6157ツカ [REDACTED]		[REDACTED] 円 +	[REDACTED] 円
4月27日	DF.イレブ ヲフ	66,450 円 -		[REDACTED] 円

印刷されたタイミングでの残高・明細となります。

三井住友銀行

建物賃貸借契約書 (事業用)

契約NO 007222010033

建物の表示	建物名・部屋CD	サザンコート京高 101	
	住所	東京都墨田区京島3丁目9-10	
	構造・専有面積	木造2階建て 1階部分 24.00㎡	
	駐車場台数・番号		
賃貸条件	使用目的	事務所 区議会事務所	
	契約期間	2022年02月01日～2024年01月31日	
	賃料(月額)	64,900円	
	駐車料(月額)	-円	
	管理費等(月額)	1,000円	
	敷金・保証金	59,000円	
	礼金	64,900円	
	その他(月額)合計	-円	
	敷金・保証金の償却	補修実費	
	債務の極度額	-円	
解約予告	甲においては(6)ヶ月前、乙においては(1)ヶ月前。		
家賃	支払方法	前月 27 日	甲指定の自動引落による
	金融機関		
	口座名義人カナ		
更新	更新可否・更新料	更新可	新賃料の 1ヶ月分
	駐車場更新可否・更新料	-	

2022年02月01日

貸主 (甲) 住所 東京都荒川区南千住2丁目28-5

氏名 山長興業株式会社

TEL 090-1039-1053 03-3801-6217

借主 (乙) 住所 東京都墨田区京島

氏名 佐藤 篤

TEL 090-8567-8293

連帯保証人 (丙) 保証会社利用

仲介業者

国土交通大臣 (5) 第6094号

ハツコム株式会社
東京都港区港南2-16-1
代表取締役 田村 穂

取扱店 : 押上店
住所 : 東京都墨田区業平4丁目16-2三橋ビル1F

宅地建物取引士: 森田 直樹
登録番号 : 埼玉 知事 第082127号

(総則)

第1条 甲は、頭書記載の物件（以下「本物件」といい、本物件の所在する建物を「本件建物」という。）を以下の条件で乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

(反社会的勢力排除の表明・保証)

第2条 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結時及び締結後において、以下の各号に定める事項を表明し、保証する。

- (1) 自ら及び自らの役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力及びその構成員（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を使用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (3) 自ら又は第三者を利用して、以下の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(使用目的等)

第3条 乙は、本物件を専ら頭書「使用目的」記載の目的及び頭書「業種」記載の業種にのみ使用し、他の目的及び業種に使用してはならない。

- 2 前項の目的が居住用を兼ねる場合、本物件に居住できる者は、乙が甲に届け出た者のみとする。
- 3 乙は、善良な管理者の注意をもって本物件を使用し、また、入居者をして使用させなければならない。

(契約期間)

第4条 本物件の賃貸借期間は頭書「契約期間」記載のとおりとし、期間満了までに双方異議のないときは、本契約は同一条件で更新されるものとする。この場合において、更新後の賃料及び管理費（以下「賃料等」という。）については、別途定めることができるものとする。

- 2 乙は、更新料の定めがある場合、合意更新であるか法定更新であるかを問わず、頭書「更新料」記載の更新料を契約期間満了までに甲に支払うものとする。

(賃料等)

第5条 賃料等は頭書「賃料（月額）」「管理費等（月額）」等記載のとおりとし、乙は頭書「支払日」記載の日までにその翌月分を頭書「支払方法」に記載する方法により甲に支払うものとする。振込手数料等の送金費用は乙の負担とする。

- 2 賃貸借期間が1ヶ月に満たない月の賃料等は日割計算とする。この場合において、日割額はその月の実日数に応じて計算する。
- 3 乙は、賃料等のほか、以下の費用がある場合はその実費を負担する。
 - (1) 電気・水道・ガス等の基本料金及び使用料金。
 - (2) 塵芥及び汚物処理費用。
 - (3) 自治会及び町内会（以下「自治会等」という。）に関する費用。
- 4 賃料等に消費税等が課税される場合において、法改正により消費税等に変更があったときは、賃料等は法令に従い当然に変更されるものとする。

(賃料等の改定)

第6条 土地・建物に係る公租公課の増減、又は、土地・建物の価格等の物価の上昇・下落その他の事由により賃料等が近傍同種の賃料等に不相当となったときは、契約期間中といえども甲・乙協議の上、賃料等を改定することができる。

(敷金等)

- 第7条 乙は、本契約より生ずる一切の債務を担保するため、頭書「敷金・保証金」記載の敷金・保証金（以下「敷金等」という。）を本契約成立と同時に甲に預け入れるものとする。この場合において、敷金等には利息を付さない。
- 2 乙は、敷金等をもって自己の甲に対する債務との相殺を主張することはできない。
 - 3 甲は、本契約が終了し乙が本物件の明渡しを完了したときは、敷金等から本契約より生じた乙の一切の債務を控除し、なお残額があれば乙による本物件の明渡しから1ヶ月以内に乙に返還するものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、頭書「敷金・保証金の償却」に敷金等の償却の定めがあるときは、甲は、本契約が終了し乙が本物件の明渡しを完了したときは、敷金等から償却分を控除し、乙による本物件の明渡しから1ヶ月以内に乙に返還するものとする。但し、甲は、本契約より生じた乙の一切の債務が償却額を上回る場合は、その超過額も敷金等から控除することができるものとする。
 - 5 前条の規定により賃料等の増額があったときは、敷金等もこれに比例して増額されるものとする。この場合において、敷金等に不足が生じたときは、乙は速やかに不足分を甲に預け入れなければならない。

(入居者)

- 第8条 乙が入居者を変更するときは、予め書面により甲の承諾を得なければならないものとする。
- 2 乙は、勤務先又は電話番号その他の入居申込書記載事項に変更があるとき、入居者が本物件を1ヶ月以上不在にする場合は、書面により甲に通知するものとする。
 - 3 乙が法人のとき、入居者は乙の従業員とその家族に限る。

(禁止事項)

- 第9条 乙は、以下の各号に定める事項をしてはならず、また、入居者をしてさせてはならない。
- (1) 貸借権を譲渡し、又は本物件の全部若しくは一部を第三者に転貸すること。
 - (2) 甲の書面による承諾を得ることなく、本物件を増築・移転・改造・模様替えすること、又は本件建物の敷地内において工作物を設置すること。
 - (3) 本件建物の敷地内において、犬・猫その他の動物の飼育をすること。
 - (4) 大音量でのテレビ・音楽鑑賞や楽器の演奏等により騒音を生じさせること。
 - (5) 本件建物の共用部分（階段・廊下等）又は敷地を占有使用すること。
 - (6) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (7) 本物件に反社会的勢力を居住又は出入りさせること。
 - (8) 本件建物の他の入居者又は付近の住民その他の者に迷惑行為を行うこと。

(立入権)

- 第10条 甲は、建物の保安・衛生・防犯・防火等管理上必要あるときは、乙又は入居者の同意を得て、本物件に立ち入り、必要な処置を講ずることができる。但し、緊急の必要がありやむを得ないと認められるときは、乙又は入居者の同意を得ることを要しない。

(契約の解除)

- 第11条 甲及び乙は、相手方に以下の各号に定める事由に該当する事実が認められるときは、何らの通知・催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 入居申込書に虚偽の事項を記載する等不正な手段により本物件に入居したとき。
 - (2) 賃料等を累計で2ヶ月分以上滞納したとき。
 - (3) 行為能力の制限を受けるに至ったとき、破産手続開始の決定を受けたとき、逮捕・勾留されたとき、その他著しく信用を失墜する事実があったとき。

- (4) 第2条に定める表明・保証に違反したとき。
- (5) 第9条に定める禁止事項に違反したとき、その他本契約の条項のいずれかに違反したとき。
- 2 天災その他甲の責めに帰すことのできない事由により本物件が居住の用に供することが不可能になったときは、本契約は当然に終了する。この場合において、乙は、甲に対し当該事由に起因する損害の賠償を請求することはできない。

(解約)

- 第12条 甲及び乙は、契約期間中といえども、頭書「解約予告」記載の期間に書面により通知することにより本契約を解約することができる。
- 2 乙が死亡した場合、本契約は終了するものとする。但し、乙の死亡から1ヶ月以内に入居者から書面による申し出があった場合、甲の承諾を得て継続できるものとする。

(原状回復及び明渡し)

- 第13条 乙は、本契約が終了したときは、本物件を原状に復して明け渡すものとする。
- 2 前項の場合において、乙は、自己の負担において、甲の指定する業者により本物件に関し必要な修理・取替え、張替え等を行い、本物件に設置した造作及び乙所有の物件の取去を行わなければならない。
 - 3 乙は、本物件を明け渡すに際し、前2項の原状回復を行い、本物件の全ての鍵を甲に返還しなければならない。
 - 4 甲は、乙による本物件の明渡し後において本物件内に残置された物品があるときは、乙が当該物品の所有権を放棄したものとみなし、乙の負担において処分できるものとする。
 - 5 乙は、甲に対し、本物件の明渡しに際し、移転料・立退料等名目の如何を問わず、金員の請求を行わないものとし、造作買取請求権の行使も行わないものとする。

(損害賠償及び免責事項)

- 第14条 甲又は乙（入居者、使用人、来訪者その他の関係者を含む。）が故意又は過失により相手方に損害を与えたときは、直ちにその損害を相手方に賠償しなければならない。
- 2 甲及び乙は、災害その他不可抗力によって相手方に損害が生じたとしても、その損害について賠償の責めを負わないものとする。

(連帯保証人)

- 第15条 丙は、本契約に基づき乙が負担する一切の債務について、頭書「極度額」記載の金額を限度として、乙と連帯して履行する責任を負うものとする。本契約が合意更新又は法定更新された場合、丙は、引き続き同様の責任を負うものとする。
- 2 甲は、丙が死亡したとき、行為能力の制限を受けるに至ったとき、破産手続開始の決定を受けたとき、逮捕・勾留されたとき、その他著しく信用を失墜する事実があったときは、連帯保証人の追加又は変更を乙に求めることができるものとする。
 - 3 甲及び乙は、仲介業者の指定する保証人代行会社を連帯保証人として使用することができるものとする。この場合において、保証人代行会社については、前2項の規定は適用しない。

(自治会・町内会への個人情報提供)

- 第16条 乙は、甲が自治会等に対し乙及び入居者の氏名及び家族構成その他自治会等が求める情報を提供することを予め承諾するものとする。

(届出事項の変更)

- 第17条 乙が商号・屋号、本店所在地又は代表者を変更した場合、速やかに甲に届け出なければならない。

(合意管轄)

第18条 甲、乙及び丙は、本契約から生ずる一切の紛争について、本物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第19条 本契約の解釈及び本契約に定めがない事項について疑義があるときは、関係法規及び慣習に従い甲乙丙が誠意をもって協議して円満に解決するものとする。



法改正により消費税等に変更があった場合、法令に従い当然に変更されます。

保証人代行会社使用

- ・初回保証料65,900円、1年毎に20,000円の年間保証委託料がかかります。
- ・賃料等は毎月27日に指定口座より口座振替にてお支払いいただきます。
- ・毎月振替手数料が550円(税込)がかかります。
- ・賃料等のお支払いがなかった場合、保証会社より再請求手数料を請求される事があります。
- ・借主の故意・過失による汚損・破損は、借主の負担にて原状回復とする。
- ・退去時のルームクリーニング費用は借主の負担とする。
- ・本契約において借主は連帯保証人を付保しないものとし、管理会社指定の保証会社と保証委託契約を締結するものとする。
- ・借主は保証委託料として65,900円を支払うものとする。尚、継続保証料として1年毎に20,000円を支払うものとする。

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	佐藤 篤	
領収書番号	9	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	令和	5	年	4	月 27 / 日
項目 (○を付ける)	⑧事務費				
支出目的	通信料等				
支出金額	990		円	減額前(按分前)金額	1,980 / 円
支払先	j2 Global Japan 有限会社				
支出内容 (品名等を具体的に)	FAX通信料				
備考					
領収書添付	別添				



(宛先)

墨田区
墨田区議会議員 佐藤あつし事務所 様
お客様ID: 42204996

(差出人)

101-0044 / 〒101-0044
Tokyo / 東京都
2-2-2, Kaji-cho, Chiyoda-ku / 千代田区鍛冶町2丁目2番2号
Kanda Park Plaza 5F Room B / 神田パークプラザ5階 B室
J2 Global Japan YK

ご請求内容

前月請求残高:		JPY ¥	3,960
ご入金合計額:		JPY ¥	-1,980
当月請求合計額:		JPY ¥	1,980
ご利用金額:	JPY ¥	1,800	
クレジット / 調整:	JPY ¥	0	
消費税	10.000%	JPY ¥	180
未払い残高:		JPY ¥	3,960

支払方法:

口座振替

支払期日:

当月請求合計額の一か月分をご指定の口座より引き落としいたします。

口座振替日は、請求書発行日(お客様のサービス開始日)により、異なりますのでご注意ください。

1日~11日 当月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

12日~31日※ 翌月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

※口座振替が翌月扱いになるため、「未払い残高」の金額が二か月分表示されますが、口座振替の金額は「当月

ご請求明細

ご利用日	ご利用内容	ご利用金額
番号:	61367454221*	
2023年4月20日	月額基本使用料	JPY ¥ 1,800
	小計:	JPY ¥ 1,800
	合計:	JPY ¥ 1,800

請求書について何かご不明な点がありましたら、カスタマーサポートまでご連絡ください。

ジェーテック グローバル ジャパン eFax カスタマーサポート

Eメール: info@efax.co.jp

電話: 0120-914-915 / 03-6758-0851

この請求書は、j2グローバルジャパンの占有物です。請求書上の当電話番号の表示は、一切の権利を附带的および明示的に付与するものではありません。法的または適切な事情によって要求される場合を除き、当電話番号を他局・他社へ持ち運びすることはできません。当電話番号の他局・他社への持ち運びを試みることはConsensus Cloud Solutions, Inc.の利用規約に違反し、お客様は法的責任を負うこととなります。また、Consensus Cloud Solutions, Inc.はその機密情報を請求することがあります。



サウアツさま

2023年5月11日 6:22
株式会社 三井住友銀行

照会口座 錦糸町 支店 残高別普通 (Web通帳)

絞込が設定されています

レッドラベル X

入出金明細

対象期間：2023年4月27日～2023年4月27日

日付	お取扱内容	お引き出し	お預け入れ	残高
2023年4月				
/ 4月27日	DF.J2 GLOBAL	1,980 円 =		円

Web通帳(通帳不発行式)の口座です。

口座のご名義は、カタカナにて表示しております。21文字以上の場合、20文字まで表示しております。 **三井住友銀行**

X

口座の
アップグレードで
毎月 **200P**
もらえる!?

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	佐藤 篤	
領収書番号	10	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	令和 5 年 4 月 17 日				
項目 (〇を付ける)	⑥広報広聴費				
支出目的	通信費				
支出金額	26,334 円		減額前(按分前)金額 26,334 円		
支払先	株式会社issues				
支出内容	(品名等を具体的に) 区政に関する意見募集(療育・児童手当・学童給食)				
備考					
領収書添付 別添					

領収書



請求書番号 36355598-0004
領収書番号 2133-8913
支払い日 2023年4月17日
支払い方法 銀行振込

issues Co., Ltd.
+81 50-3503-0667
politician-contact@the-issues.jp

請求先
佐藤 篤
〒
Japan

2023年4月17日に ¥26,334 が支払われました

説明	数量	単価	税金	金額
専用トピックプラン 2023/04/07 ~ 2023/07/07	1	¥23,940	10%	¥23,940
				小計 ¥23,940
				合計 (税抜き) ¥23,940
				JCT - Japan (¥23,940 の 10%) ¥2,394
				合計 ¥26,334
				支払い金額 ¥26,334

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党	整理番号	坂井ユカコ		
領収書番号	11	代表者 確認日	5年5.30 代表者	経理責任 者確認日	5年5.30 代表者
支出日	2023/4/5(水)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費	2 研修費	会議費	4 資料作成費	5 資料購入費
	6 広報広聴費	7 要請・陳情活動	8 事務費	9 人件費	
支出目的	インターネットを用いた政策調査				
支出金額	8,778 円		減額前(按分前)金額		
支払先	株式会社 ISSUES				
支出内容	(品名等を具体的に) 専用トピックプラン(4月分)				
備考					

領収書添付

	領収日	金額	
1	4月5日	8,778	振込手数料込
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
	合計	8,778	

振込を正常に受け付けました。

振込情報 (受付番号: 20230404-002 / 受付日時: 2023年4月4日 22時05分)

振込予定日 2023年4月5日

振込先口座 三井住友銀行 東京第二支店 普通 1801399 ストライプジャ
パン (カ シユウノウダイコウ)

振込金額 24,578円

振込手数料

0円

※今回の振込手数料は無
料となります。

引落金額合計 24,578円

引落口座

錦糸町駅前支店

普通 [REDACTED]

振込依頼人名 スミダクギカイジユウミンシ
ユトウサカイユカコ

電話番号

[REDACTED]

Copyright(c) 2023 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

請求書



請求書番号 7DF45B11-0010
発行日 2023年4月1日
期限 2023年4月8日

issues Co., Ltd.
+81 50-3503-0667
politician-contact@the-issues.jp

請求先
墨田区議会自由民主党 坂井ユカコ
〒
Japan
[Redacted]

¥24,578 の支払期日は 2023年4月8日です

オンラインで支払う

専用トピックプラン月額利用料金です。

説明	数量	単価	税金	金額
専用トピック追加表示パック (梅) 12月開始割 2023/04/01 ~ 2023/05/01	1	¥14,364	10%	¥14,364
専用トピックプラン 2023/04/01 ~ 2023/05/01	1	¥7,980	10%	¥7,980
小計				¥22,344
合計 (税抜き)				¥22,344
JCT - Japan (¥22,344 @ 10%)				¥2,234
合計				¥24,578
請求金額				¥24,578

合計金額 ¥24,578 (手書きの円と数字)

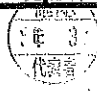
¥24,578 を銀行振込で支払う

銀行振込には最大2営業日かかります。銀行振込でお支払いいただくには、以下の銀行情報を使用して送金してください。

銀行名 三井住友銀行
金融機関コード 0009
支店名 東京第二
支店番号 950
口座種別 普通預金口座
口座名義 株式会社イシューズ
口座番号 1801399

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	坂井ユカコ	
領収書番号	12		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023/4/28(金)				
項目	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	事務所賃貸				
支出金額	25,000 円			減額前(按分前)金額 50,000 円	
支払先	(有)深井工務店不動産				
支出内容	(品名等を具体的に) 事務所賃貸料金				
備考	1 / 2 按分				

領収書添付

別紙の通り

	領収日	按分前金額	支出金額
1	4月28日	50,000	25,000
2			

領 収 書

坂井 様

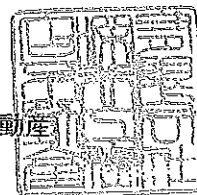
★

¥50,000-

但 事務所賃貸料 として
5年4月28日 上記の金額、正に領収致しました。

内訳
税込金額 ¥50,000 墨田区東駒形2-8-1

(有)深井工務店不動産



契 約 書

工藤ビル1階事務所

貸主 工藤 淳子 殿

借主 坂井 ユカコ 殿

更
新

新築・増改築・土地・建物・売買・仲介・管理

(有) 深井工務店不動産

〒130-0005 東京都墨田区東駒形2-8-1

TEL 03 (3622) 6201

03 (3623) 0002

FAX 03 (3622) 4114

● 事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主 工藤 淳子 (以下「甲」という。) 借主 坂井 由香子 (以下「乙」という。) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	工藤 ビ ル 1階貸し事務所			1階 101 号室
	所 在 地	(建物表示) 墨田区東駒形2丁目1番12号			
	構 造	(登記簿) 墨田区東駒形2丁目20-4番地			
	種 類	事務所	新築年月	(平成10年) 1998年 06月	
	面 積	18.31㎡			
賃 貸 方 法		3年契約 更新可			
附 属 施 設		天井埋め込み型エアコン1台 洋式トイレ			

頭書(2) 事業内容

墨田区議会議員

頭書(3) 契約期間

令和3年 11月 1日 から 令和6年 10月 31日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃料	月額50,000円 (消費税8%込み)	管理・共益費	月額 (内消費税等 円)	0円	家財保険料	25,000円 2年間
敷金	50,000円 (賃料 1ヵ月)	礼金	円 (賃料 月)		附属施設料	月額 (内消費税等 円)
保証金	0円 (賃料 ヵ月)	償却				
その他の条件		更新料は新賃料の1ヶ月分				
貸与する鍵	鍵No.	5961150	正面入口			
	本数		2本		本	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月 末 日まで				
賃料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 振込					
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先	(有) 深井工務店不動産			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名				

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	■■■■■
	(自宅) TEL	03-3622-7063
	(勤め先) TEL	
	(携帯) TEL	■■■■■

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	工藤 淳子	
	住所	墨田区■■■■■	
管理業者	商号又は名称	(有) 深井工務店不動産	
所在地	墨田区東駒形2-8-1	TEL	03(3623)0002
賃貸不動産管理業協会会員番号	※賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
		※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	
※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。			
所有者	氏名		
	住所		

頭書(7) 更新に関する事項

契約期間満了後は甲・乙協議の上更新することが出来る。

頭書(8) 特約事項

電気料金は借り主が負担とします。(貸し主はナシ)

水道料金は貸し主が負担とします。(借り主はナシ)

駐車場は別途契約者がいますので使用できません。

本契約期間満了後は甲・乙協議の上更新する事が出来る。

解約時の事務所内クリーニング費用は借主の負担とします。

契約時借主は仲介手数料として賃料の1カ月+消費税 を仲介業者へ支払う事。

借家人賠償保険に加入していただきます。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 9月 30日

甲・貸主	氏名	工藤 淳子	TEL	[REDACTED]
	住所	墨田区 [REDACTED]		
乙・借主	氏名	坂井 由香子	TEL 携帯	03 (3622) 7063 [REDACTED]
	住所	〒130-0005 墨田区東駒形2-2-4		
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	有限会社 深井工務店不動産	商号又は名称	
	代表者の氏名	深井 潤一	代表者の氏名	Ⓢ
	主たる事務所 所在地・TEL	墨田区東駒形2-8-1 03-3623-0002	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	東京都知事(8)第56913号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	平成30年 8月 12日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名	深井 潤一	氏名	Ⓢ
	登録番号	東京都知事 第51969号	登録番号	知事 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社 深井工務店不動産 墨田区東駒形2-8-1 03-3623-0002	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※Ⓢは実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の ヵ月分相当額を差引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

ならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の ヵ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に指定する暴力団員(以下「暴力団員」という)に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。

五 暴力団員に本物件を使用させること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

二 その他費用が軽微な修繕。

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず

わらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
 - 二 第7条又は第8条の規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
 - 五 銀行取引の停止。
 - 六 破産手続きの開始。
 - 七 民事再生手続きの開始。
 - 八 会社更生手続きの開始。
 - 九 特別清算手続きの開始。
- 3 乙が次の各号の一つに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」ものとみなす。
- 一 乙又はその使用人(以下「乙ら」という。)が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。
 - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
 - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 - 五 乙らが第7条第7項第4号又は第5号の規定に違反したとき。
 - 六 乙らが暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

(乙からの解約)

- 第11条 乙は、甲に対して 1 ヲ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から 1 ヲ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して 1 ヲ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第12条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
 - 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
 - 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
 - 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第13条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第14条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第15条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は、解散。

(延滞損害金)

第16条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)10%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第17条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(保証)

第17条 (B) 本契約は、業者が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。

2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きを採らなければならない。

3 乙が前項の手続きを採らない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当額を負担しなければならない。

4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第18条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第19条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第20条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第21条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党	整理番号	坂井ユカコ
領収書番号	13	代表者 確認日	経理責任 者確認日
支出日	2023/4/25(火)		
項目 (Oを付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費		
支出目的	携帯電話・タブレット通信費		
支出金額	7,710 円	減額前(按分前)金額	19,627 円
支払先			
支出内容	(品名等を具体的に) 携帯電話・タブレット通信費		
備考	かんたん決済は計算から除いた		

領収書添付 別紙参照

	領収日	按分前金額	支出金額
1	4月25日	19,627	7,710
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
	合計		

19627円
 △ 4206円 かんたん決済

15421円 × 1/2 = 7710円 支払金額

料金内訳書 <凡例>税込または免税料金等:「*」、旧税率計算対象料金:「#」 発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 4月 7日 KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番2号ビル

ご請求コード 0596717744 総合計 19,627円 ご利用年月 2023年 3月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			●合計 15,201円
ご利用番号 [REDACTED]	1,970		お客様コード 4B801414
< 3月ご利用内訳 >	1,970		ご利用月数は2023年 4月で 8年 0ヶ月目です。
▼プラン利用料	1,000		
タブレットデータシェアプラン 2年契約N		1,170 -170	
▼故障紛失サポート(ACS)/税込	868		
Apple製品保証/税込		678 *	(本体価格617円)
Apple製品 紛失補償/税込		190 *	(本体価格173円)
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等(10%)	100		10%消費税の課税対象額 1,002円
データ利用量(データ容量消費あり)	0.89GB		
ご利用番号 [REDACTED]	13,231		お客様コード 5C008026
< 3月ご利用内訳 >	13,231		ご利用月数は2023年 4月で 8年 0ヶ月目です。
▼プラン利用料	7,500		
auフラットプラン20N(カケホ)		2,650	
auフラットプラン20N(データ)		4,720	
2年契約N+家族割		-170	
LTE NET		300	
▼オプション使用料	300		
電話きほんパック		300	
▼通話料/auフラット20N(カケホ)	117		
通話料		8,800	
SMS(Cメール)送信料		117	
auフラット20N(カケホ)割引額		-8,720	
家族間通話全額割引(家族割)		-80	
▼故障紛失サポート(ACS)/税込	1,309		
Apple製品保証/税込		1,045 *	(本体価格950円)
Apple製品 紛失補償/税込		264 *	(本体価格240円)
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼その他	3,212		
電報等利用料		3,212 *	
▼消費税等(10%)	791		10%消費税の課税対象額 7,919円
データ利用量(データ容量消費あり)	5.43GB		
●auかんたん決済利用料			●合計 4,206円
ご利用番号 [REDACTED]	4,206		
▼auかんたん決済利用料	4,206		
auスマートパスプレミアム/税込		548 *	
auサービス情報料/税込		618 *	
auかんたん決済/情報料/税込		3,040 *	

裏面もご確認ください

HIV

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	坂井ひであき	
領収書番号	14	代表者 確認日	5年5.30 代表者	経理責任 者確認日	5年5.30 代表者
支出日	2023/4/30(日) ~				
項目 (○を付ける)	①調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	● 費 燃料				
支出金額	2,200 円			減額前(按分前)金額 4,400 円	
支払先	(株)長谷川 江東区亀戸4-19-11 03-3681-8283				
支出内容	(品名等を具体的に) ガソリン代				
備考	1/2按分				

領収書添付

	領収日	領収書		按分前	支出金額
1	4月30日 /	4,400		(4,400	2,200 /
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

ENEOS

領収書

(株)長谷川
亀戸
東京都江東区亀戸4-19-11
TEL:03-3681-8283
2023/04/30(日)11:47 豊田 謙次
現金フリー 自由民主党 様
1-20175-00017 05776 0000
売上 現金引手
レギュラー
000260 ¥4400
27.85L @158.0 L-5N-7
(内ガソリン税 @53.8 ¥1498)

小計 ¥4,400
(10%対象 ¥4,400)
内消費税 ¥400
合計 ¥4,400

上記にて領収書とさせていただきます
お車のオイル交換・洗車・車検など
ガソリン軽油がいつでも割引になる
年会費無料のメール会員も募集中！
車両販売・廃車等も承っています
TEL03-3681-8283
No.0713 担当:0106 [REDACTED]
POS番号01
2023/04/30 釣銭伝票No.2749

ENEOS

領収書



(株)長谷川
亀戸
東京都江東区亀戸4-19-11
TEL:03-3681-8283
2023/04/30(日)11:47 豊田 謙次
現金フリー 自由民主党 様
1-20175-00017 05776 0000
売上 現金引手
レギュラー
000260 ¥4400
27.85L @158.0 L-5N-7
(内ガソリン税 @53.8 ¥1498)

小計 ¥4,400
(10%対象 ¥4,400)
内消費税 ¥400
合計 ¥4,400

上記にて領収書とさせていただきます
お車のオイル交換・洗車・車検など
ガソリン軽油がいつでも割引になる
年会費無料のメール会員も募集中！
車両販売・廃車等も承っています
TEL03-3681-8283
No.0713 担当:0106 [REDACTED]
POS番号01
2023/04/30 釣銭伝票No.2749

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	坂井ひであき	
領収書番号	15	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	/ 2023/4/25(火) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費	2 研修費	3 会議費	4 資料作成費	5 資料購入費
	6 広報広聴費	7 要請・陳情活動費	8 事務費	9 人件費	
支出目的	通信費				
支出金額	3,589 円			減額前(按分前)金額	8,935 円
支払先	KDDI株式会社				
支出内容	(品名等を具体的に) 携帯電話使用料 携帯電話機種代金				
備考	1/2按分				

領収書添付

	領収日	領収書	自費AU決済		按分前	支出金額
1	4月25日	8,057	-878		7,179	3,589
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

東京都 墨田区
坂井 秀光 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や発話障害のある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号単価の改定について
電話リレーサービス料は、2023年4月～2024年1月ご利用分まで1番号あたり月額1円となります。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 3月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 4月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	8,935円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	三菱UFJ銀行
支店名 BRANCH	本所中央支店
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	6012181280

サービス別ご利用料金	
au電話料金 (内訳)	8,057円 1,970円
auかんたん決済利用料	878円
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は5,747円でした。)	574円
※au合計台数	2台

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

お問い合わせ先

◆ au au携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時（年中無休・無料）

◆ povo WEBのサポートページをご確認ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 3月ご請求分

坂井 秀光 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 3月 27日ご指定の口座から振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	6012181280
領収金額 AMOUNT RECEIVED	8,934円
うち消費税等 TAX	574円

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目3-2 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	三菱UFJ銀行
支店名 BRANCH	本所中央支店
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

料金内訳書

<凡例>*：税込または免税料金等、#：旧税率計算対象料金

内訳に「*」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

KDDI株式会社

坂井 秀光 様

ご請求コード：6012181280 | 発行日：2023年 4月 5日 | 1頁

● a u 電話料金

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
● 合計			8,057円
おお客様コード			7F863195
ご利用月数は2023年 4月で 3年 0ヶ月目です。			
< 3月ご利用内訳 >	1,970		
▼ プラン利用料	1,000		
タブレットデータシェアプラン		1,170	
2年契約N		-170	
▼ 故障紛失サポート (ACS) / 税込	868		
Apple製品保証 / 税込		678*	(本体価格617円)
Apple製品 紛失補償 / 税込		190*	(本体価格173円)
▼ ユニバーサルサービス料	2		
▼ 消費税等 (10%)	100		10%消費税の課税対象額 1,002円
データ利用量 (データ容量消費あり)	0.19GB		

● 合計			878円
おお客様コード			P6123507
ご利用月数は2023年 4月で16年 4ヶ月目です。			
< 3月ご利用内訳 >	6,087		
▼ プラン利用料	4,680		
ピタットプラン 4G LTE+通話定額		2,850	
ピタットプラン 4G LTE (データ)		3,200	データ利用量は1GB~4GBです。
2年契約N+家族割		-170	
LTE NET		300	
家族割プラス / auスマートバリュー		-1,500	カウント対象回線数 6台
▼ 通話料 / ピタット4GLTE+通話定額	63		
通話料		16,960	
SMS (Cメール) 送信料		69	
通話定額割引額		-16,900	
家族間通話全額割引 (家族割)		-60	
家族間SMS全額割引 (家族割)		-6	
▼ 故障紛失サポート (ACS) / 税込	868		
Apple製品保証 / 税込		403*	(本体価格367円)
Apple製品 紛失補償 / 税込		465*	(本体価格423円)
▼ ユニバーサルサービス料	2		
▼ 消費税等 (10%)	474		10%消費税の課税対象額 4,745円

● a u かんたん決済利用料

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
● 合計			878円
▼ a u かんたん決済利用料	878		
auスマートパスプレミアム / 税込		548*	
auサービス情報料 / 税込		330*	

● 総合計 8,935円

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	たきざわ正宜	
領収書番号	16		代表者 確認日	5年5.30 代表者	経理責任 者確認日
支出日	/ 2023/4/25(火)		~		2023/4/25
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	通信費				
支出金額	/ 5,057 円			減額前(按分前)金額 10,115 円	
支払先	KDDI株式会社				
支出内容	(品名等を具体的に) 携帯電話使用料 携帯電話機種代金				
備考	1/2按分				

領収書添付

	領収日	領収書	自費AU決済	按分前	支出金額
1	4月25日	/ 11,213	/ -1,098	/ 10,115	5,057 /
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
	合計	11,213	-1,098	10,115	5,057

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 4月ご請求分 (3月利用分)

瀧澤正宜 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 4月 25日ご指定の口座から
振替させていただきました。 /

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿7丁目32番 KDDIビル



ご請求コード CUSTOMER CODE	6012478540
領収金額 AMOUNT RECEIVED	11,213円
うち消費税等 TAX	704円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

131-0031
東京都 墨田区 墨田 5丁目 34-11
瀧澤正宜 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
 - ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
 - ・電話リレーサービス料は、聴覚や言語に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号単価の改定について
電話リレーサービス料は、2023年4月～2024年1月ご利用分まで1番号あたり月額1円となります。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 3月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 4月 25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	11,213円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	6012478540

サービス別ご利用料金	
au 電話料金	7,749円
au 機器代金/各種オプション品	2,366円
au かんたん決済利用料	1,098円
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は7,045円でした。)	704円

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

お問い合わせ先

◆ au au携帯電話から 157 一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時（年中無休・無料） ◆ povo WEBのサポートページをご確認ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 3月ご請求分


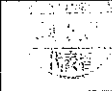
瀧澤正宜 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 3月 27日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	6012478540
領収金額 AMOUNT RECEIVED	11,234円
うち消費税等 TAX	706円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	かんだすなお	
領収書番号	17	代表者 確認日		経理責任 者確認日	
支出日	2023/4/30(日)				
項目 (〇を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	調査研究用新聞購読料				
支出金額	12,700 円			減額前(按分前)金額	
支払先	ニュースサービス日経錦糸町・平井／読売センター墨田東部 ／産経新聞吾嬬町専売所				
支出内容	(品名等を具体的に) 日本経済新聞／読売新聞／産経新聞／4月分				
備考	一紙目:朝日新聞(支払明細別添)				
領収書添付					

政務活動費年間・複数報告用領収書添付用紙

議員名 かんだすなお

領収書は別添用紙に重ならないよう貼り付けてご提出下さい。

区域	発証No	お客様No
091	0082	030147

領 収 証

墨田区議会自由民主党
かんだすなお様

23年04月分 **¥4,900** 10%対象 0 (消費税 0)
 2023年 4月30日 (消費税額 ¥362) 8%対象 4,900 (消費税 362)
 上記金額正に領収致しました。(価格には消費税が含まれております。)

商 品 名	数 量	金 額
日本経済新聞セット※	1	4900

※は軽減税率対象品目

毎度御購読ありがとうございます。
 転勤・引越しの場合は下記販売店へ
 ご一報下さい。

NSN ニュースサービス日経
 錦糸町・西井
 所長 真崎 洋
 〒130-0005
 東京都墨田区東駒形4-22-10
 TEL. (03)3622-6401
 FAX. (03)3622-2431
 フリーダイヤル0120-211-394

領 収 書

区域003 全戸0242 お問合せNo 21874
 登録番号 T4010601052435

お名前 墨田区議会自由民主党 かんだすなお様
立花5-23-15
ハイクオリティ 506
 05年 4月分 振替

銘 柄	部 数	金 額
1 読売新聞 ※	1	4,400
2		
3		
合 計		4,400円

◇左記の通り領収しました
 領収日 2023年 4月30日

※は軽減税率 (10.0%対象 0円消費税 0円)
 (8.0%対象 4,400円消費税 326円)

パッケージ

読売センター墨田東部
 代表 03(3612)3533 03(3611)2674
 〒131-0043 墨田区立花1丁目23番3-102
 山田 秀 一



※裏面もあわせて内容を
 十分お読みください。

政務活動費年間・複数報告用領収書添付用紙

議員名 かんだすなお

領収書は別添用紙に重ならないよう貼り付けてご提出下さい。



領 収 証

SZ 999

3 区 4

1000 順

9134 読

墨田区議会 自由民主党 かんだ すなお 様
立花5-23-15ハイケリテ 506

R5年4月分

銘 柄 名	部 数	金 額	合 計 金 額 (円)
産経新聞※ ※は軽減税率8%(消費税252)	1	3,400	3,400 (税込)
	合計	3,400	

2023年 4月 30日

産経新聞 吾嬬町専売所
墨田区八広2-54-4

所長 齋藤 崇久

Tel. 03-3611-3433

Fax 03-3611-3438



ご購入ありがとうございます。上記の金額領収致しました。領収金額には消費税が含まれています。



ご請求明細書兼ご利用明細書

作成日 2023年 3月 16日

131-0043
東京都 墨田区 立花 5丁目
23-15ハイクオリティ立花506

神足 重治 様

(T00C) 017780

ご利用カード	イオンカード・セレクト		
今回ご請求金額	1,750円		
お支払い日	2023年 4月 3日(月)		
ご指定口座	金融機関	イオン	支店 トハース
	口座番号	XXXXXXXXXX	名義人 カシワノ スナオ
ご指定口座へのご準備は3月31日(金)までをお願いいたします。 個人情報保護のためご指定口座を一部非表示とさせていただきます。			

請求書作成時点のポイント情報	
	今回の獲得分(毎月25日付与) *****7 POINT
	ご利用可能なWAON POINT ※今回の獲得分含む **1209 POINT
	内23年07月 末日有効期限分 **1155 POINT
	内24年07月 末日有効期限分 *****54 POINT
	有効なときめきポイント ***** POINT
	内23年08月 末日有効期限分 ***** POINT
	内****年**月 末日有効期限分 ***** POINT
・WAON POINTのご応募は、1,000ポイント以上からとなります。 レジでのお支払いには1ポイントからご利用いただけます。	

お知らせ 毎月15日G.G感謝デー対象です(55歳以上会員さま)

- 最新の有効ポイント数はテレホンアンサー・イオンウォレットで確認できます。
- 獲得したポイントの内訳はイオンウォレットからご確認できます。

種別	ご契約先(表示は4柱までとなります)	ご利用料金
電気料金	*****	*****
ガス料金	*****	*****
家計簿代わりにご利用ください。ご利用料金はご利用明細に含まれております。		

お問合せ	お問合せコード	6768-30297-018	お問合せの際お伝えください
	テレホンアンサー (24時間自動音声応答) ※カードをご用意ください	0120-223-212 (携帯からは) 0570-064-750	ご利用残高・可能ポイントの応募・暗証番号照会
	ナビダイヤル(コールセンター) (9:00~18:00)	0570-07-1090	ご連絡は名義人さまよりお願い致します
ポイント応募・住所・口座変更・リボ変更・暗証番号各種申込などは右記HPへ		暮らしのマネーサイト	検索
※イオンスクエアメンバーへの登録(無料)が必要です。			

ご契約内容	ご利用可能枠	3月10日現在に對しのお支払後利用可能額(※1)
総利用可能枠	400,000	400,000
ショッピング枠	400,000	400,000
内、割賦枠	400,000	400,000
(リボ、分割、2回、ボーナス払い)	400,000	400,000
キャッシング枠	300,000	300,000
ショッピングリボ実質年率	15.0%	キャッシング実質年率 18.0%
ショッピングリボお支払いコース	Cコース	海外ショッピング支払方法 1回

ご利用明細 ※1) 当行カードを複数枚保有の方はその他カードのご利用残高も加味しています。11日以降本明細書作成前日までのご入金もご利用可能額に含まれます。

ご利用日	利用者区分	ご利用先	支払方法	ご利用金額	備考
23/3/1	本人	アサヒシンブンデジタル	1回	980	
23/3/5	本人	ビービーエキサイト	1回	770	
<今回ご利用金額合計>				1,750	

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	かんだすなお	
領収書番号	18		代表者 確認日	5年5.30 代表者	経理責任 者確認日
支出日	✓ 2023/4/3(月)				
項目 (Oを付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧事務費 9 人件費				
支出目的	調査研究用プロバイダー利用料				
支出金額	385 円			減額前(按分前)金額 770 円	
支払先	エキサイト株式会社				
支出内容	(品名等を具体的に) 調査研究用BBexciteプロバイダー利用料(自宅)				
備考	按分率50%/支払方法:クレジットカードのみ可能(区議会事務局登録済)				

領収書添付

	領収日	按分前金額	支出金額
1	4月3日	770	385
2			0
3			0
4			0
5			0
6			0
7			0
8			0
9			0
10			0
11			0
12			0
	合計	770	385

3月請求



入出金明細書

日付	お取引内容	お引出し	お預入れ	残高 (お借入れはマイナス表示)
2023年04月03日	イオンクレジット	1,750円		

-以下余白-



ご請求明細書兼ご利用明細書

作成日 2023年 3月 16日

131-0043
東京都 墨田区 立花 5丁目
23-15ハイクオリティ立花506

神足 重治 様

(T00C) 017780

ご利用カード	イオンカード・セレクト		
今回ご請求金額	1,750 円		
お支払い日	2023年 4月 3日(月)		
ご指定口座	金融機関	イオン	支店 トハース
	口座番号	[REDACTED]	名義人 カンタ スナオ

ご指定口座へのご準備は3月31日(金)までお願いいたします。
個人情報保護のためご指定口座を一部非表示とさせていただきます。

WAON POINT	今回の獲得分(毎月25日付与)	*****7 POINT
	ご利用可能なWAON POINT ※今回の獲得分含む	**1209 POINT
WAON POINT	内23年07月 末日有効期限分	**1155 POINT
	内24年07月 末日有効期限分	*****54 POINT
WAON POINT	有効なときめきポイント	***** POINT
	内23年08月 末日有効期限分	***** POINT
	内***年**月 末日有効期限分	***** POINT

・WAONPOINTのご応募は、1,000ポイント以上からとなります。
レジでのお支払いには1ポイントからご利用いただけます。

お問合せ	お問合せコード	6768-30297-018	お問合せの際 お伝えください
	テレホンアンサー (24時間自動音声応答) ※カードをご確認ください	0120-223-212 (携帯からは) 0570-064-750	ご利用残高・可能額 ポイントの応募・ 暗証番号照会
	ナビダイヤル(コールセンター) (9:00~18:00)	0570-07-1090	ご連絡は名義人さま よりお願い致します

ポイント応募・住所・口座
変更・リボ変更・暗証番号
各種申込などは右記HPへ

[暮らしのマネーサイト](#)

※イオンスクエアメンバーへの登録(無料)が必要です。

お知らせ 毎月15日G.G感謝デー対象です(55歳以上会員さま)

- ・最新の有効ポイント数はテレホンアンサー・イオンウォレットで確認できます。
- ・獲得したポイントの内訳はイオンウォレットからご確認できます。

カード決済登録いただいている公共料金、保険の明細

種別	ご契約先(表示は4社までとなります)	ご利用料金
電気料金	*****	*****
ガス料金	*****	*****

家計簿代わりにご利用ください。ご利用料金はご利用明細に含まれております。

ご契約内容	ご利用可能枠	3月10日現在に対する お支払後利用可能額(※1)
総利用可能枠	400,000	400,000
ショッピング枠	400,000	400,000
内、割賦枠	400,000	400,000
(リボ、分割、2回、ボーナス払い)	400,000	400,000
キャッシング枠	300,000	300,000
ショッピングリボ実質年率	15.0%	キャッシング実質年率 18.0%
ショッピングリボお支払いコース	Cコース	海外ショッピング支払方法 1回

※1) 当行カードを複数枚保有の方はその他カードのご利用残高も加味しています。11日以降本明細書作成前日までのご入金もご利用可能額に含んでいます。

ご利用日	利用者区分	ご利用先	支払方法	ご利用金額	備考
23/3/1	本人	アサヒシンブンデジタル	1回	980	
23/3/5	本人	ビービーエキサイト	1回	770	✓
<今回ご利用金額合計>				1,750	

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党	整理番号	かんだすなお		
領収書番号	19	代表者 確認日	5年5.30 代表者	経理責任 者確認日	5年5.30 代表者
支出日	2023/4/28(金)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧事務費 9 人件費				
支出目的	政務活動用スマートフォン使用料				
支出金額	815 円 /			減額前(按分前)金額 1,630 円 /	
支払先	UQコミュニケーションズ株式会社				
支出内容	(品名等を具体的に) 政務活動用スマートフォン(UQ)使用料				
備考	按分率50%				

領収書添付

	領収日	按分前金額	支出金額
1	4月28日	1,630	815
2			0
3			0
4			0
5			0
6			0
7			0
8			0
9			0
10			0
11			0
12			0
	合計	1,630	815

4月請求




料金 利用内容



契約 確認・変更



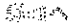
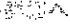
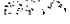

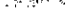
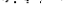
お客様サポート

 [ホーム](#) > [料金・利用案内TOP](#) > [請求金額照会](#)

請求金額照会

請求先ID

1104078158

請求年月	ご利用年月	請求金額(円)	状態	
2023/04	2023/03	1,630	ご請求中	 >
2023/03	2023/02	1,630	お支払済	 >
2023/02	2023/01	3,383	お支払済	 >
2023/01	2022/12	3,328	お支払済	 >
2022/12	2022/11	3,328	お支払済	 >
2022/11	2022/10	3,328	お支払済	 >

※ご請求金額は税込金額となります。

※ご請求月はご利用いただいた月の翌月となります。

※過去6ヶ月分のご請求金額を表示します。

サポート



お客さま
サポート



チャットで
質問する

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	かんだすなお	
領収書番号	20		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023/4/28(金)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧事務費 9 人件費				
支出目的	調査研究用インターネット使用料				
支出金額	2,586 円			減額前(按分前)金額	5,172 円
支払先	NTTファイナンス株式会社				
支出内容	(品名等を具体的に) 調査研究用NTT東日本インターネット使用料(自宅)				
備考	按分率50%				


領収書添付

	領収日	按分前金額	支出金額
1	4月28日	5,172	2,586
2			0
3			0
4			0
5			0
6			0
7			0
8			0
9			0
10			0
11			0
12			0
	合計	5,172	2,586

4月請求

政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	墨田区議会自由民主党		整理番号	会派	
領収書番号	No.21		代表者 確認日		経理責任 者確認日
支出日	2023/4/30(日) ~				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	広報広聴費				
支出金額	958,320 円			減額前(按分前)金額 958,320 円	
支払先	株式会社カレッカ				
支出内容	墨田区議会自由民主党だより印刷費 封筒印刷費				
備考					
領収書添付					
	支払日	金額	内容		
1	4月30日	¥958,320	第●号121,000部		
		¥958,320	90		

請求明細書

2023年04月30日

締切分

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋1-23-20

墨田区役所16階

墨田区議会 自由民主党御中

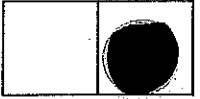
201

〒130-0021 東京都墨田区緑4-13-4

カレッカ

TEL 03-3846-1212 FAX 03-3846-0123

下記の通り御請求申し上げます



前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	今回御請求額
			958,320	87,120	958,320

日付/振込番号	商品コード/商品名	数量	単位	単価	金額
2023/04/07 02304004	自由民主党だより第90号	121,000		7.2	871,200
	消費税				87,120
	【売上額】				871,200
	【外税額】				87,120
	【売上合計額】				958,320

領収証

No. 02304007

2023年 4月30日

墨田区議会 自由民主党

様

金額 ¥958,320-

内

消費税等

但

現金

上記正に領収いたしました

〒130-0021 東京都墨田区緑4丁目13番4号
カレッカ 鈴木達也
電話03-3846-1212 FAX03-3846-0123



墨田区議会 Liberal Democratic Party

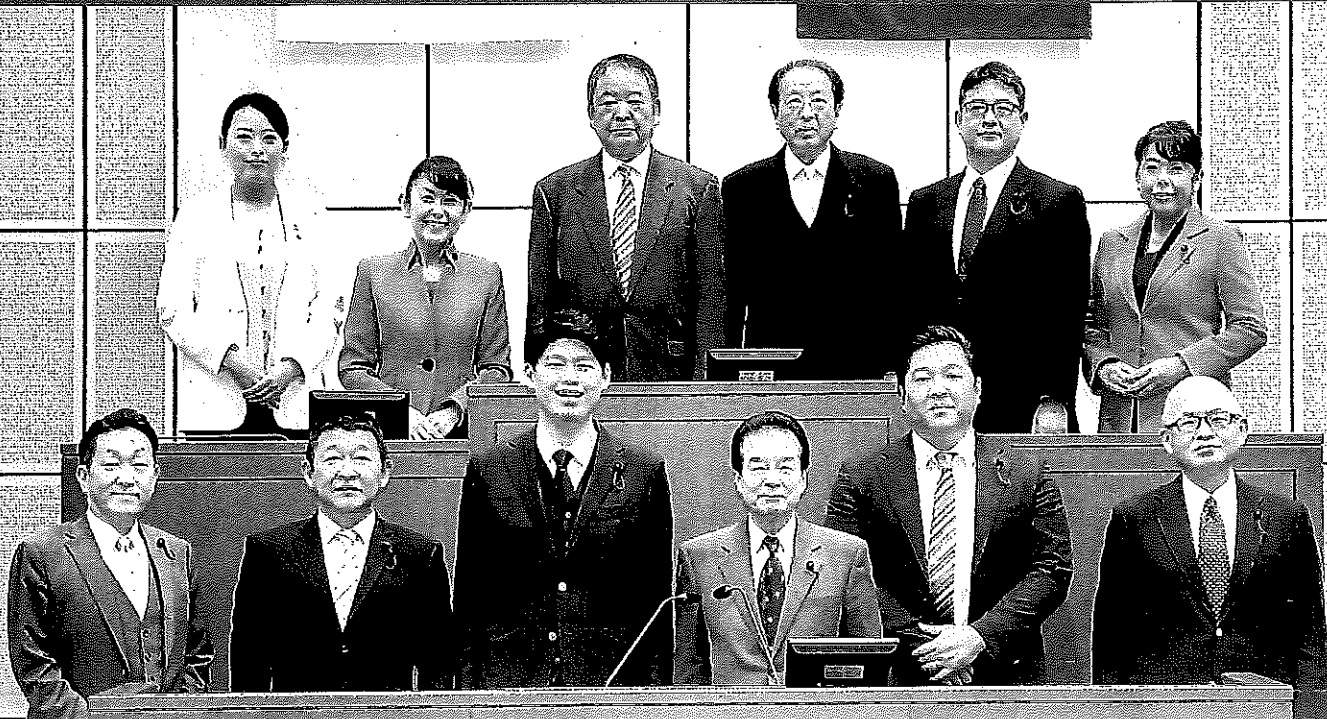
自由民主党だより



■発行/墨田区議会自由民主党(墨田区吾妻橋1-23-20)
■発行責任者/佐藤篤 ※ご意見・ご要望をお待ちしております。

ホームページもチェック!

<http://jimin-sumida.jp/>



しもむら緑、福田はるみ、沖山仁、樋口敏郎、加藤拓、坂井ユカヨ、坂井ひであき、たきざね正宜、佐藤篤、田中邦友、藤崎こうき、かんだすなお

日頃より、私たちの活動にご理解ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。去る2月27日、私たちの4年の議会活動をまとめた「自民党・公約の検証と次期提言」と題した報告会を行い、公約達成点は89点となりました。住民の皆様のご協力によりまして、コロナ対策をはじめ、着実に成果を残すことができた4年間であったと自負しております。引き続き、住民の皆様のお声を伺い、実現する政策集団として邁進してまいります。

なお、今期で田中邦友・沖山仁両議員(8期32年)が勇退、坂井ひであき議員(1期4年)が不出馬となります。田中議員は、保育園事務長や障害者団体連合会相談役等の経験を活かして、保育行政や障害者福祉について、また、沖山議員は、消防団長、不動産業及び土地家屋調査士の経験を活かして、都市防災について、坂井議員は、企業経営者として、産業界や子育て支援に大きな成果を残されました。お三方のこれまでの公務業績に敬意を示し、ご活躍を心よりお祈り申し上げます。



墨田区議会 自由民主党 幹事長 佐藤 篤

木内清議員に対する議長辞職勧告決議が可決

木内議員は、議長としての職責を放棄し、本会議や予算特別委員会等に出席しないなどの重大な職務怠慢が見られることから、自民・公明・共産・立憲・民主ク・オンブズマン・新すみだ・革新すみだ・無所属の9会派30名(議員の約94%)の賛同で、議長辞職勧告決議が可決されました(通算3度目)。

こうした民意を無視した暴挙に、住民の皆様から抗議の声が寄せられています。

代表質問 令和4年度定例会2月議会



佐藤 篤 議員

本気の子育て支援策を

①子どもを産み育てようと、働けば働くほど公租公課負担は増え、教育費負担も減らないばかりか、児童手当等が停止され、活用できる制度がなくなってしまう。区として所得制限を行っている施策を総点検し、見直しを行うべき。

②区が試行的に行った学童クラブの給食導入について、現況と保護者の反応、今後の取組みを伺う。

③多様な発達障害児支援のために、特別支援教室での教育と同時に、情緒学級の設置に踏み切るべき。

④保育園に対し社会福祉事業団が臨床心理士を派遣する事業に関して、新年度予算への反映等について伺う。

⑤所得制限撤廃には様々な意見があり、慎重に検討するが、令和5年度に実施予定の「子ども子育て支援二一ズ調査」も踏まえ、方策を検討する。

⑥4つの学童クラブでお弁当宅配サービスを延べ17日間試験的にを行い、概ね好評を得た。今後、課題について各学童クラブの運営事業者と協議し、利用拡大を図る。

③「特別支援教育推進計画」の中で、情緒障害等を対象とした特別支援学級の設置を検討する。

④保育所等訪問事業について、令和5年度から臨床心理士を2人に増やす予算措置をした。訪問回数を拡充し、保育園等との連携を強化していく。

キャッシュレス決済促進について

①キャッシュレス決済促進・ポイント還元事業の第4弾は、消費者から大変喜ばれたが、区外に本部を置く一部店舗が対象となつたことで、住民税への還元効果に課題を抱えた。第5弾は、この課題を整理して実施することが肝要と考える。

②新年度予算案には、新たな物価高騰対策は組み込まれなかったが、年を明けて再び支援を求める声が高まっている。実態を的確に捉え、必要な分野に対し、補正予算等で柔軟な対応を行うべき。

③ご指摘や事業者・利用者からの意見等も踏まえ、商店街連合会とも協議をしながら、次回に生かしていく。

④更なる実態把握に努め、区民や事業者に寄り添ったきめ細やかな取組を適時適切に進めていく。

子ども文教委員会



田中邦友 委員、坂井ひであき 副委員長、かんだすなお 委員

令和4年度墨田区立学校の「体力テスト」結果について東京都全体の体力がコロナ以前と比べて下がっているが、本区は都の平均よりも上まっていることを確認した。

在宅子育て支援サービスの拡充について、交流室における一時預かりサービスの実施等の有効活用のあり方について質疑した。

東向島児童館の老朽化に伴う改修期間中の、学童クラブ・ランドセルあずかり事業が代替も含め従来通りの事業展開が図れるのかを問ひ、支障が無いことを確認した。

地域産業都市委員会



沖山仁 委員、坂井ユカコ 委員長、藤崎こうき 委員

所有者不明土地の取扱い見直し

これまで私道の舗装など、所有者不明土地を含む共有物を「変更」する場合、所有者全員の同意が必要だったが、このたび民法が改正され、過半数の同意で可能になった。これまで、所有者の不明や、一人の反対者がいたため工事が進まなかったが、今回の改正によって、解決できるようになる。

公園マスタープラン2年前倒しで改正

質や機能の特性を活かし、誰もが快適に利用することができる公園整備を目指す。

常任委員会

予算特別委員会 意見開陳

令和5年度墨田区各会計予算案について賛成した上で、以下の意見を述べました。

子育て施策

子育て世帯や若年夫婦世帯の確実な定住に向けて、各種支援の充実、認可保育園や学童クラブの待機児童解消の取組を引き続き望む。



意見開陳を行う 田中邦友 委員

教育施策

スモールステップルームの全校設置等、いじめ・不登校対策は進んでいるが、より一層の今後の取組を期待する。

財政運営

一般会計の予算規模は特別区税や特別区交付金の伸びがあり、約1269億円と拡大したが、物価高騰や金融市場の変動による年度途中での減収リスクを視野に入れるように。

新型コロナウイルス感染症の感染者が減少傾向であり、社会経済活動の回復を期待している。感染症対策については、区民の安心安全の確保に最大限努力し、財政調整基金の活用や事業の取捨選択を求める。

産業観光振興施策

キャッシュレス決済促進・ポイント還元事業を来年度もしかるべき時期に行うこと。



藤崎こうき委員、田中邦友委員、加藤拓委員長、福田はるみ副委員長、佐藤篤委員、かんだすなお委員



しもむら 緑
議員

出産から子育てまでの
切れ目のない支援を

問 ①区民が都又は23区内どこでも産後ケアを受けられるよう、関係機関と協議を進めてほしい。

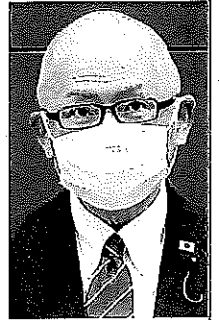
②産婦健康診査の導入について、出産後2週間や1か月の健康診査は、乳児疾患の早期発見に繋がり、母体の身体的機能の回復や精神状態等の把握もしやすくなる。

是非、妊婦健康診査と同様に補助事業を区長会等と協議のうえ23区導入に向けて進めてほしい。

答 ①産後ケア事業は、各自治体が個別に実施し、23区共通の契約が難しい。

以前ご提案いただき産後ケアを実施する近隣医療機関とは契約した。引き続き利便性向上に取り組みとともに、提案の趣旨については各区保健所と共有し、問題点の把握に努める。

②産婦健康診査の導入には、産科・精神科医療機関と保健所等との連携体制が重要となるため、関係機関との意見交換を進める。広域の実施については、特別区の代表等と交えプロジェクトチームを立ち上げると聞いており、本区も参加予定の方向で考える。



かんだすなお
議員

将棋に関する施策

問 墨田区出身の木村義雄十四世名人顕彰のため、常設展示をしてはどうか。また、将棋の教育効果の高さが注目されている。日本将棋連盟による将棋部への指導協力も可能だ。部活動の地域移行の試行で、将棋部を選択してはどうか。

答 木村名人の常設展示は、場所の問題で難しい。周年などの機会を捉え、顕彰に努める。部活動の地域移行に向け、今後も各種団体からの聞き取り・検討を行う。

文花中学校夜間学級

問 令和2年度の全国の小・中学校の不登校児童・生徒数は過去最高だった。不登校は、将来「ひきこもり」に繋がる重要な問題だ。他自治体では、中学校夜間学級が「不登校特例校」の指定を受けた例がある。解決手段を増やす意味で検討してはどうか。

答 文化中学校夜間学級は、外国籍生徒が5割以上在籍し、日本国籍でも日本語を母語としない生徒も多い。よって、不登校に特化した「不登校特例校」の指定は難しい。今後、先行事例を情報収集する。

区民福祉委員会



福田はるみ 委員、たぎざむ正宜 副委員長、加藤拓 委員

かねてより区内の重度身体障害者及びご家族の皆様からご要望をいただいていた、重度身体障害者グループホームの整備について報告があった。

令和7年の開設予定で、民間の社会福祉法人または医療法人を公募で選び、建設・運営を行う。区はその建設費や体制強化の補助を行うことになる。

会派からは、関係者の長年の悲願であるため、事業者が決まらないなどの理由で開設が延期になることの無いよう、各方面に働きかけるよう求めた。

企画総務委員会



佐藤篤 委員、樋口敏郎 委員長、しもむら緑 委員

千葉大学認知行動カウンセリング室の開設について

墨田サテライトキャンパスの機能強化として、2階に令和5年6月に開設される予定。毎週火・木曜日に、うつ、不安、不眠などに悩む人への心理療法(カウンセリング)が行われる。担当教員は、千葉大学医学部附属病院認知行動療法センター長等を務める清水 栄司(医師・公認心理師・医学博士・精神保健指定医)教授。自民党としては、自殺や虐待の防止、不登校対策などの課題解決に向けても連携を図っていただくよう要望した。

5つの重要政策

教育

- 図書館・図書室を有効活用して放課後に読書や宿題などを行えるようにします。
- 小・中学校の老朽化に伴う改修計画を前倒ししていきます。

防災

- 避難先の選定、避難協定の締結
- 水害時の避難先を選定、選定先との協定を結んでいきます。

子育て

- 各年齢層に合わせた遊具が不足しているため、公園遊具の新設・適正配置を進めていきます。

産業

- ほとんどの融資制度で金利負担がありますが、現在の社会情勢を考え、金利負担を軽減、無くしていきます。

医療

- 休日診療体制の拡充や次なる感染症への対策もしっかりとやっています。

すみだを元気にする

2つの仕組み

キャッシュレスポイント還元事業

区民生活への影響をしっかりと把握。キャッシュレスポイント還元事業を継続して行っています。

町会・自治会振興条例

今回は、実効性が高い条例をつくるために、多様な町会・自治会との意見交換を行ってきました。来期は条例を制定します。

今期で勇退する三議員



今期で勇退することになりました。

- ・田中邦友 議員
- ・沖山仁 議員
- ・坂井ひであき 議員

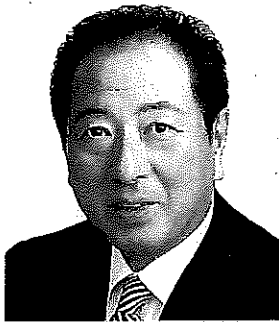
お疲れさまでした!!



スマイルすみだ 笑う門に福、春来る

福田 はるみ

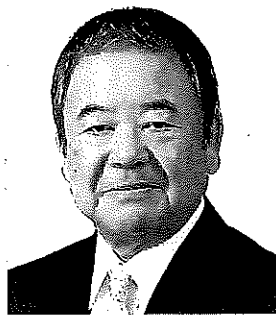
☒ 墨田区立花 3-2-6-302
☒ 03-3618-6125



活力と笑顔のあふれる安心でくらすすみだ

樋口 敏郎

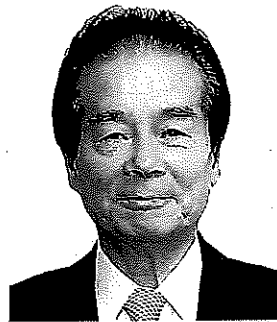
☒ 墨田区八広 3-6-3
☒ 090-6043-3869



夢を求めて、生きる事の楽しさを!

沖山 仁

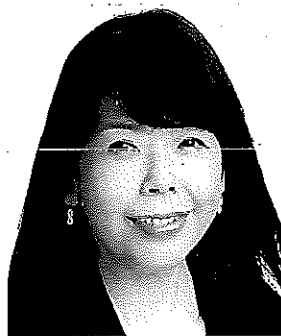
☒ 墨田区京島 1-52-11
☒ 03-3617-6558



夢と希望の持てる墨田区を次の世代へ!

田中 邦友

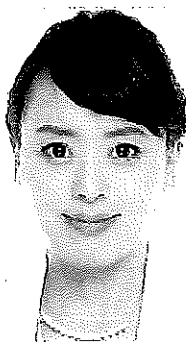
☒ 墨田区八広 1-39-17
☒ 03-3616-7014



区民目線の素直で確かな行動力!

坂井 ユカコ

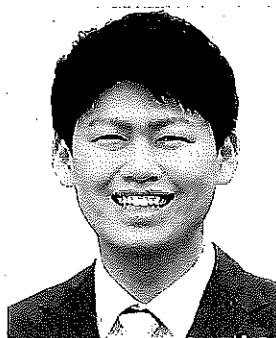
☒ 墨田区東駒形 2-2-4
☒ 090-3617-4313



予防医療・防災・防犯・教育に全力を注ぎます!

しもむら 緑

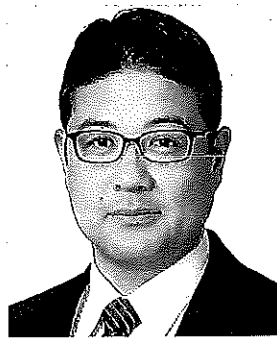
☒ 墨田区亀沢 4-22-8-608
☒ 080-2443-0212



政策と実績で応えます

佐藤 篤

☒ 墨田区京島 3-9-10-101
☒ 090-8567-8293



今期もお世話になりました

加藤 拓

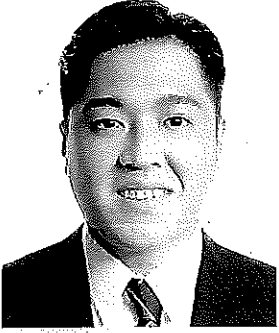
☒ 墨田区緑 1-2-12-501
☒ 090-8510-6489



私が正す! 税金の無駄遣い

かんだ すなお

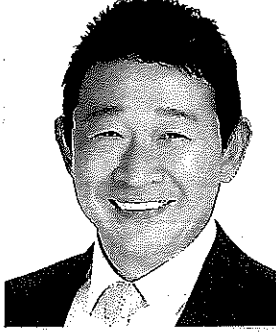
☒ 墨田区立花 5-23-15-506
☒ 080-9469-1673



やる気・元氣・藤崎こうき

藤崎 こうき

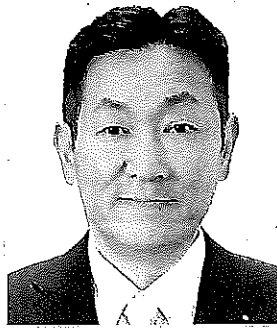
☒ 墨田区向島 5-42-3
☒ 080-4354-1602



人にやさしい街墨田へ

たきざわ 正宜

☒ 墨田区墨田 5-34-11
☒ 03-5247-5202



子供の笑顔のたえない街を目指して行動

坂井 ひであき

☒ 墨田区石原 3-16-1
☒ 090-2654-5478

すみだ自民党議員紹介

墨田区議会自由民主党 お気軽にご意見をお寄せください

